

	号外	定価 1部2円	県職労第113回 中央委員会を、 10月12日(土) に開催します。職 場の課題を持ち 寄り、活発に討論 しよう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

13 県人勸情報 - ⑧

各県人事委員会勧告の状況・・・



北海道
宮城県
山形県
福島県

月例給・一時金ともに改定なし

10月に入り各県の人事委員会勧告が出始めている。7日時点で人事委員会の勧告が行われたのは、北海道・宮城県・山形県・福島県・福井県・広島県・鳥取県・香川県・大分県・鹿児島県の10道県。うち8道県は、月例給・一時金ともに公民較差は小さいとして、改定を見送っている。

上記10道県のうち、広島県が1,830円(0.47%)の順較差により給料表に現在乗じている率を改善(98.59/100→99.14/100)。鳥取県は△1,526円(△0.46%)の逆較差のため6級以上の職員給与を1.5%引き下げる内容を主とするマイナス勧告を行った。各県の報告をみると、民間給与の改善がみられる一方で、公務員給与は改善されていないものの新採用者の抑制等で平均年齢が上昇している関係で公務員給与の平均額も上昇し、公民較差は僅少であるとの分析がされている。平均給与額が上昇しても一人ひとりの生活改善につながっていない現実には各県とも共通している。

本県の勧告の予定日は10日。組合が求めている賃金水準の改善につながる勧告が出されるか注視しよう。

財源確保へ、政府への意見述べるよう要請

⇒⇒ 9月27日、県として「地方交付税の算定方法に係る意見」を提出

県職労は9月24日、地方交付税法17条の4に基づき政府への意見を述べることを求める要請書を、大槻人事課総括課長へ提出し、労使交渉を行った。

要請に対して大槻課長は、「県としても、県職労からの要請にあるとおり、政府に対して意見を述べていく予定だ」と回答した。

また「6月26日の政府予算提言・要望の際にも、知事から新藤総務大臣に対して、直接『今回のような地方交付税の削減は二度と行わないように』と話をしている」と述べ、給与削減阻

止にかかる6月10日の知事交渉時の約束どおり、知事自身も政府に対して地方交付税の確保に向けて対応していることを確認した。

県は27日、政府に対し、右(囲み)のとおり意見書を提出した。

※ 地方交付税法第17条の4


地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。

県が政府に提出した意見の内容

地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき地方が自主的に決定すべきものであるが、今回の給与削減措置は、国と地方との協議が十分にされないまま一方的に行われたもので、地方分権の流れに逆行するだけでなく地方自治の根幹を揺るがすものである。

また、これまで地方が行ってきた行財政改革の努力を評価することなく、国の政策目的を達成するための手段として地方交付税が用いられたことは、地方団体共有の固有財源である地方交付税の性格を否定するものである。

平成26年度以降は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた削減を地方交付税に反映するような手法は、二度と行わないようにお願いしたい。



3年 → 5年 人事課に検討状況質す

任期5年に延長の考え

任期の定めのない職員への選考採用等求める

県職労は24日、大槻人事課総括課長に対し、任期付職員の今後の身分や労働条件について、現在の検討状況を質した。任期付職員の身分等に関しては、昨年からの交渉の都度、早い時期に対応方針を示すよう求めてきた。このことは、任期付職員だけの問題ではなく、職場における今後の業務担当のあり方や復興計画そのものに直結する課題であり、組合員の注目度も高い。

大槻総括課長は、まだ決定事項ではないとしながら、現行3年での任用期間について、本人の意向を確認した上で「5年」に延長できないか検討中との考えを述べた。

県職労はこれに対し、「任期付職員本人だけでなく、任期付職員を抱える職場のためにも、1日も早く方針を示すべきだ」として迅速な対応を求めた。また、復興はまだ続くことから、長期的・断続的に住民の暮らしを支えていくためにも任期の定めのない職員をしっかりと配置していくことの重要性を訴え、現在の任期付職員の業務経験を県政に活かしてもらうことを含め、選考採用などの方策を検討するよう要請した。

県職労は、引き続き、現場の声を掴みながら、安心して働くことのできる職場の実現と組合員の労働条件改善に努めていく。